【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成25年6月27日

【会社名】 株式会社ワコールホールディングス

【英訳名】 WACOAL HOLDINGS CORP.

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営者は、米国証券取引法(1934年法)の規則に基づき、適切な財務報告に係る内部統制を構築・維持する責任を有しております。財務報告に係る内部統制とは、当社及び連結子会社における財務報告の信頼性、並びに米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に対し、合理的な保証を提供するために整備されたプロセスであります。

当社の財務報告に係る内部統制には以下に関する方針及び手続が含まれます。

資産に係る取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ公正に反映した記録を維持するもの

一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録され、また収入と支出が経営者及び取締役の承認に基づいてのみ実行されていることについての合理的な保証を提供する もの

財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することについての合理的な保証を提供するもの

財務報告に係る内部統制は、その固有の限界により虚偽表示を防止又は発見できない可能性があります。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予想は、状況の変化により統制が不適切となるリスク、又は方針や手続の遵守の程度が低下するリスクにさらされております。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は経営者による監視と参加のもと、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)により公表された「内部統制 - 統合的枠組み」に規定された規準に基づき、平成25年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。

当社は、基準日(平成25年3月31日)における当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価対象から、平成24年4月10日付けにて完全子会社となったEVEDEN GROUP LIMITED及びその子会社(以下、イヴィデン社グループ)の財務報告に係る内部統制の評価から除外しました。

平成25年3月31日現在及び同日に終了した連結会計年度の連結財務諸表に含まれているイヴィデン社グループの総資産及び売上高の割合は、それぞれ9.5%及び4.1%です。

3【評価結果に関する事項】

上記評価に基づき、経営者は平成25年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると結論付けました。

独立登録監査法人である有限責任監査法人トーマツは、平成25年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する監査報告書を作成しており、有価証券報告書の同監査法人の監査報告書に記載されております。

4【付記事項】

当社は米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社であるため、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

なお、平成25年4月15日に米国NASDAQへのADR上場廃止(以下、本上場廃止)及びSEC登録廃止の申請を行い、同年4月25日に本上場廃止を完了し、同年7月24日にSEC登録廃止完了及び米国証券取引法(1934年法)第15条に基づく継続開示義務が終了する予定となっております。

経営者による当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価においては、有価証券報告書の「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを評価の対象としております。また、当社の持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制については評価の対象としておりません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。